

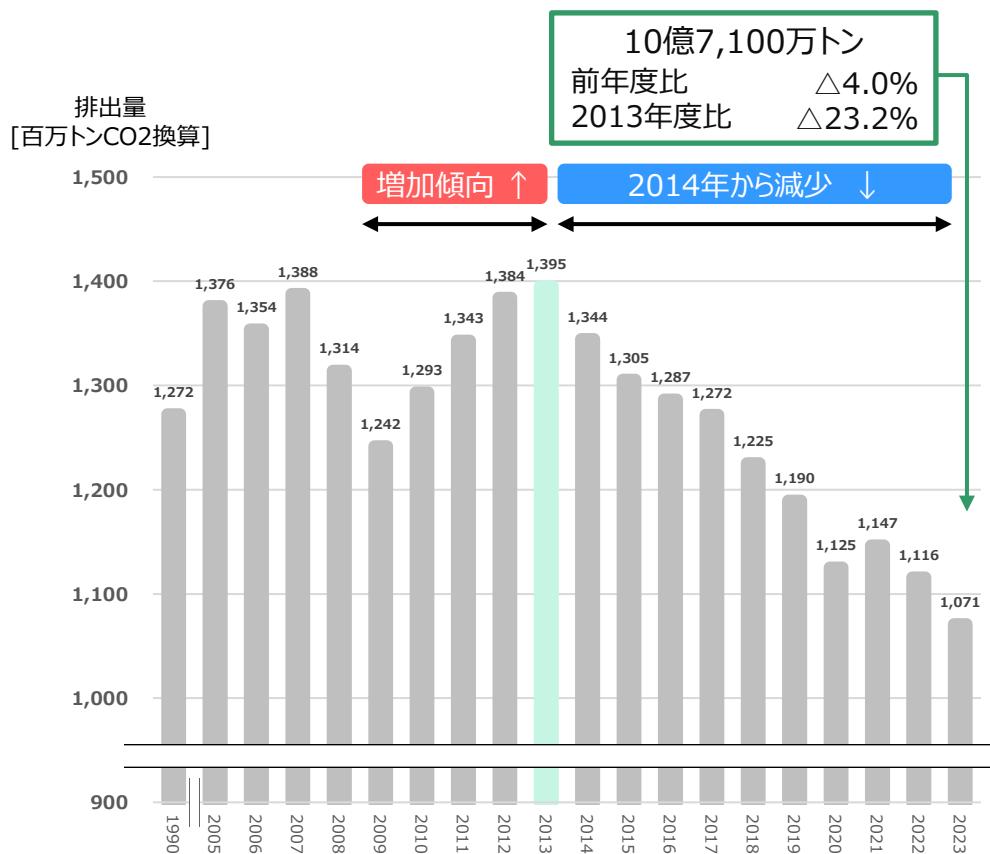
まちづくりGXについて

国土交通省 都市局 都市環境課
都市環境推進官 山道 哲也

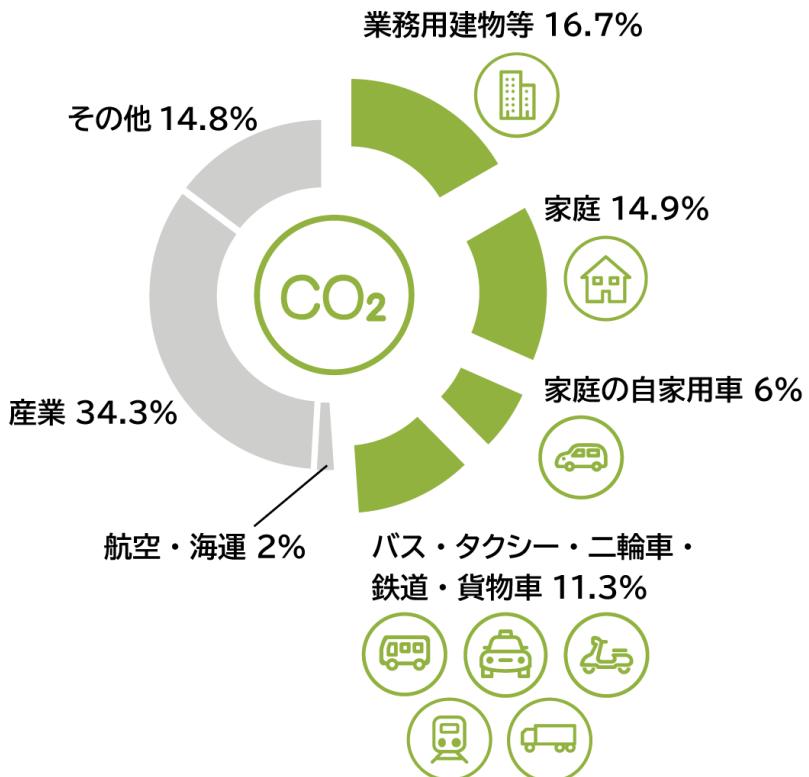
我が国における温室効果ガスの状況

- 二酸化炭素総排出量のうち、約5割が都市活動に由来。都市は、人・モノ・エネルギーが集中する場。
その在り方はCO2排出量に影響するため、カーボンニュートラルに対する都市行政の取組・貢献は大きい。
- 特に民生部門（業務・家庭部門）は、都心の拠点に排出量が集中。
- 都市活動由来のCO2排出量を大きく削減するためには、拠点地区の対策を推進することがポイント。
▶立地適正化計画に基づき拠点地区等に都市機能を集約するコンパクトシティ政策とも親和性

温室効果ガス排出量の年度別推移



温室効果ガス排出量の内訳（2023年度）



都市におけるCO2排出量削減の状況

- 「2050年カーボンニュートラル」宣言、2030年度46%削減目標（全体）としており、都市活動が関係する民生部門（業務・家庭部門）は、全体より高い削減率が必要となっている。
- また、2023年度時点の達成状況においては、都市活動が関係する民生部門及び運輸部門は、産業部門の71%と比して低い達成状況となっており、今後、都市活動に由来するCO2削減に向けて取組を積極的に推進する必要がある。
- 都市活動に関わる部門は、多岐にわたるため、建物等の個別の取組に加え、面的な広がりを持った取組が有効。

温室効果ガス 排出量・吸収量 (単位：億t-CO ₂)	2013年度	2023年度		2030年度 削減目標・目安	2023年時点 達成状況 (削減率比)
		実績	削減率 (2013比)		
合計	1,395	1,017	▲27%	▲46%	59%
エネルギー起源CO ₂	1,235	922	▲25%	▲45%	56%
部門別	産業	463	340	▲27%	▲38%
	業務その他	235	165	▲30%	▲51%
	家庭	209	147	▲30%	▲66%
	運輸	224	190	▲15%	▲35%
	エネルギー転換	104	79.6	▲23%	49%
非エネルギー起源CO ₂ 、メタン、N ₂ O	131	112	▲15%	▲14%	107%
HFC等4ガス（フロン類）	28.9	37	28%	▲44%	-64%
吸収源	-	-53.7	-	-	-

地球的・国家的規模の課題である①気候変動への緩和策・適応策（CO2排出削減、暑熱対策等）や②生物多様性の確保（生物の生息・生育環境の確保等）、人々のライフスタイルの変化を受けた③Well-beingの向上（健康の増進、良好な子育て環境等）の社会的要請に対応するため、環境に優しい都市構造への変革、都市におけるエネルギーの面的利用の推進、都市緑地の多様な機能の発揮を図る取組を進めるほか、猛暑の中でも安全・快適に暮らせる都市環境づくりを推進する。

施策の概要

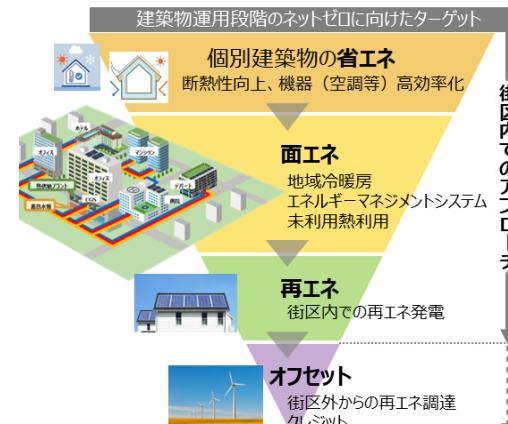
都市構造や移動手段の変革

コンパクト・プラス・ネットワークや都市機能の集約による公共交通の利用促進等により、徒歩・自転車や公共交通の分担率の向上を図り、CO2排出量の削減等を推進



街区・建築物単位での取組

エネルギー密度の高い市街地において、再エネ化等の取組を集中的に支援するなど、エネルギーの面的利用やZEBレベルの省エネ水準の建築物整備を推進し、エネルギー利用を効率化



緑とオープンスペースの確保

都市公園の整備を含むグリーンインフラの社会実装、緑地の保全や緑化の推進、金融等の関係者との連携を通じた民間事業者等による緑地確保の後押しを進め、CO2吸収、生物の生息・生育空間の確保、健康増進等を推進



まちなかでのグリーンインフラの社会実装、クールスポットの創出に係る先進的な取組等の支援を進め、ヒートアイランド対策を推進

猛暑の中でも安全・快適に暮らせる都市環境



コンパクト・プラス・ネットワークのねらい

- 都市のコンパクト化は、縮退均衡を目指すものではなく、居住や都市機能の集積による「密度の経済」の発揮を通じて、
 - ・ 生活サービス機能維持や住民の健康増進など、**生活利便性の維持・向上**
 - ・ サービス産業の生産性向上による**地域経済の活性化**（**地域の消費・投資の好循環の実現**）
 - ・ 行政サービスの効率化等による**行政コストの削減**
- などの**具体的な行政目的を実現するための有効な政策手段**。

都市が抱える課題

都市を取り巻く状況

- 人口減少・高齢者の増加
- 拡散した市街地

■ 都市の生活を支える機能の低下

- 医療・福祉・商業等の生活サービスの維持が困難に
- 公共交通ネットワークの縮小・サービス水準の低下

■ 地域経済の衰退

- 地域の産業の停滞、企業の撤退
- 中心市街地の衰退、低未利用地や空き店舗の増加

■ 厳しい財政状況

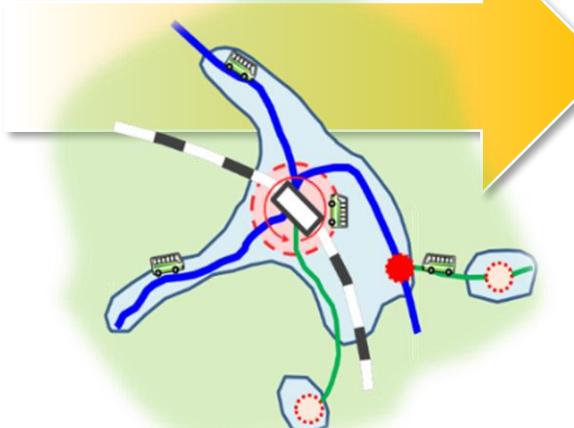
- 社会保障費の増加
- インフラの老朽化への対応

コンパクトシティ

生活サービス機能と居住を集約・誘導し、人口を集積

+
ネットワーク

まちづくりと連携した公共交通
ネットワークの再構築



中心拠点や生活拠点が
利便性の高い公共交通で結ばれた
多極ネットワーク型コンパクトシティ

コンパクトシティ化による効果の例

地球環境への負荷の低減

- エネルギーの効率的利用
 - CO₂排出量の削減
- 低炭素型の都市構造の実現

行政コストの削減等

- 行政サービス、インフラの維持管理の効率化
 - 地価の維持・固定資産税収の確保
 - 健康増進による社会保障費の抑制
- 財政面でも持続可能な都市経営

生活利便性の維持・向上等

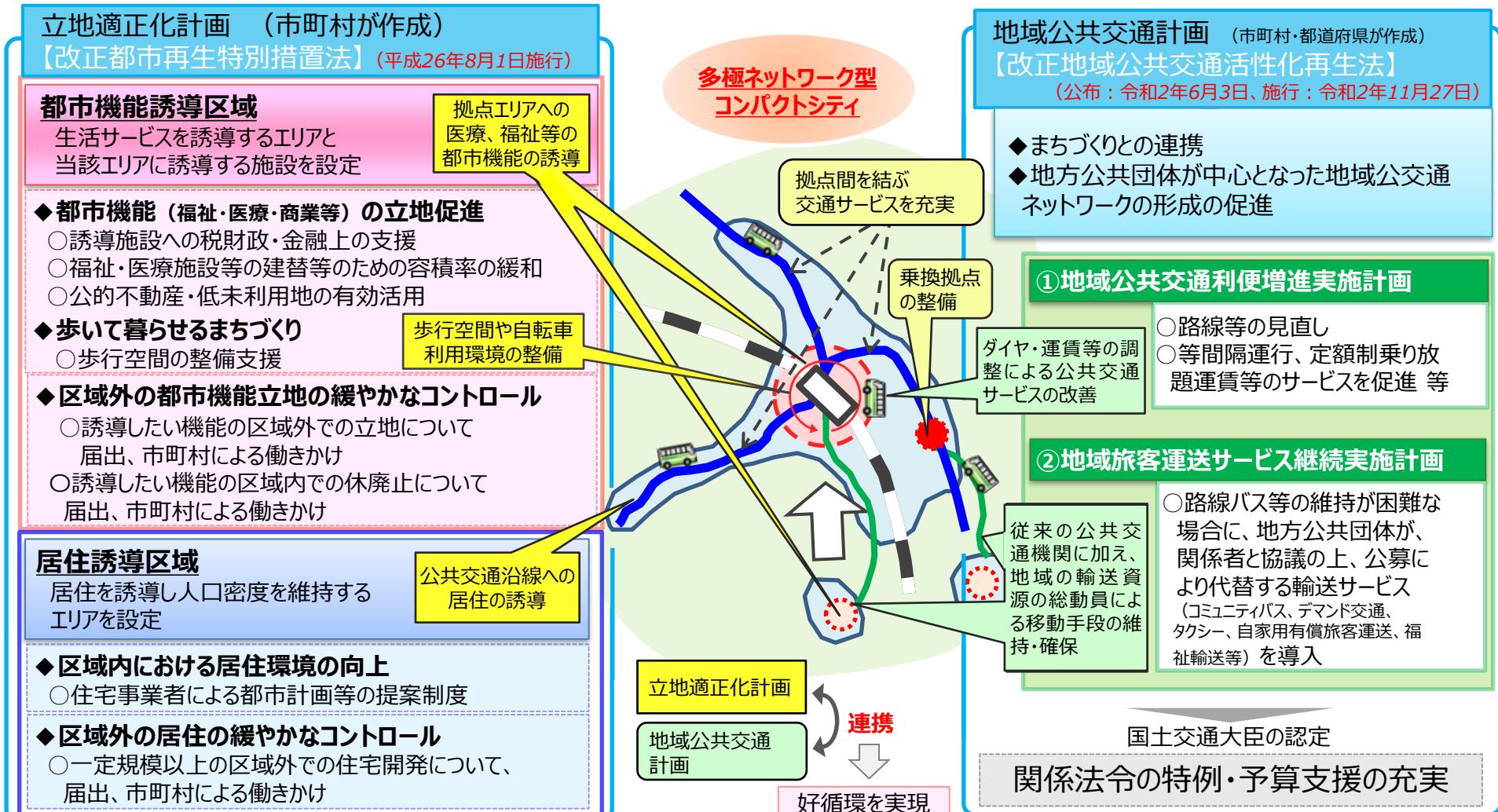
- 生活サービス機能の維持・アクセス確保などの利用環境の向上
 - 高齢者の外出機会の増加、住民の健康増進
- 高齢者や子育て世代が安心・快適に生活・活躍できる都市環境

地域経済の活性化

- サービス産業の生産性向上、投資誘発
 - 外出機会・滞在時間の増加による消費拡大
- 地域内での消費・投資の好循環の実現

コンパクト・プラス・ネットワークのための計画制度

- 都市再生特別措置法及び地域公共交通活性化再生法に基づき、都市全体の構造を見渡しながら、**居住機能や医療・福祉・商業等の都市機能の誘導**と、それと連携して、公共交通の改善と地域の輸送資源の総動員による**持続可能な移動手段の確保・充実**を推進。
- 必要な機能の誘導・集約に向けた市町村の取組を推進するため、**計画の作成・実施を予算措置等で支援**。



立地適正化計画の作成状況

- **907都市**が立地適正化計画について具体的な取組を行っている。（令和7年3月31日時点）
- このうち、**636都市**が計画を作成・公表。

令和7年3月31日までに立地適正化計画を作成・公表の都市（黒字：636都市）。うち、防災指針を作成・公表の都市（黒太字◎：432都市）。

凡例

○○市

立地適正化計画を作成・公表済み

○○市○

防災指針を含む
立地適正化計画を
作成・公表済み

00

立地適正化計画を作成中・作成予定

合計 907都市

都市におけるエネルギーの面的利用の目指す姿

国内におけるCO2排出量のうち、都市活動に由来するものは約5割となっており、カーボンニュートラルの実現に向けては都市部における徹底的な省エネ及び非化石エネルギーへの転換が喫緊の課題である。

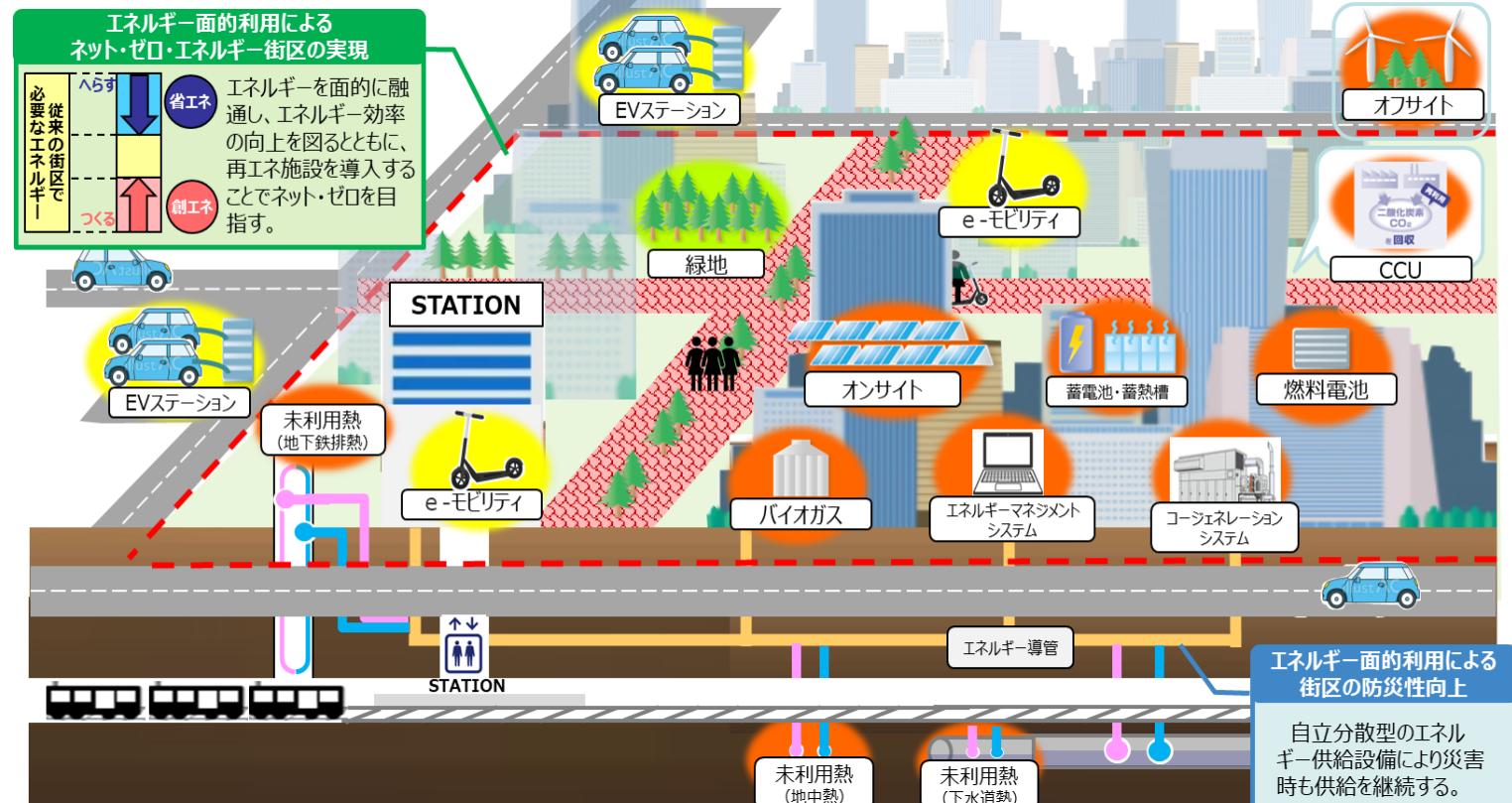
このため、エネルギーの面的利用と組み合わせた省エネと創エネ等への支援により、段階的な取組や先進的・総合的な取組を推進することで、街区の防災性能の強化に加え、環境性能の強化を行い、ネット・ゼロ・エネルギー街区の実現を図る。

エネルギーの面的利用の推進

街区の防災性の強化



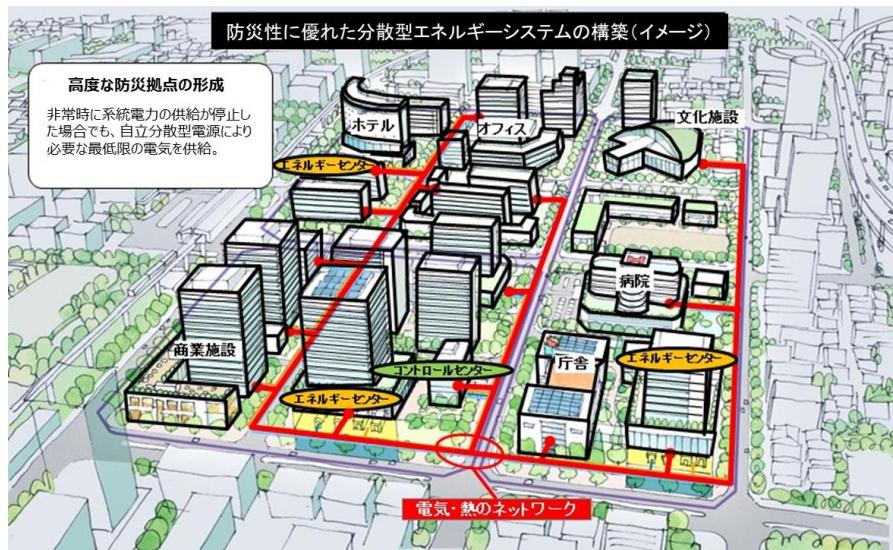
ネット・ゼロ・エネルギー街区化



→ 街区の防災性の強化に加え、ネット・ゼロ・エネルギー街区化を進めることによりまちづくりGXの実現を目指す。

エネルギー面的利用の導入効果

- ・施設用途により異なるエネルギー需要やピークを平準化し、エネルギー効率を向上させることによる環境負荷の低減
 - ・CEMS(Community Energy Management System)によるエネルギー需給バランスの最適化等のエリアのスマート化
 - ・災害時に電気・ガスどちらかが停止した場合でも、電気・熱を継続的に供給することによる防災性の向上



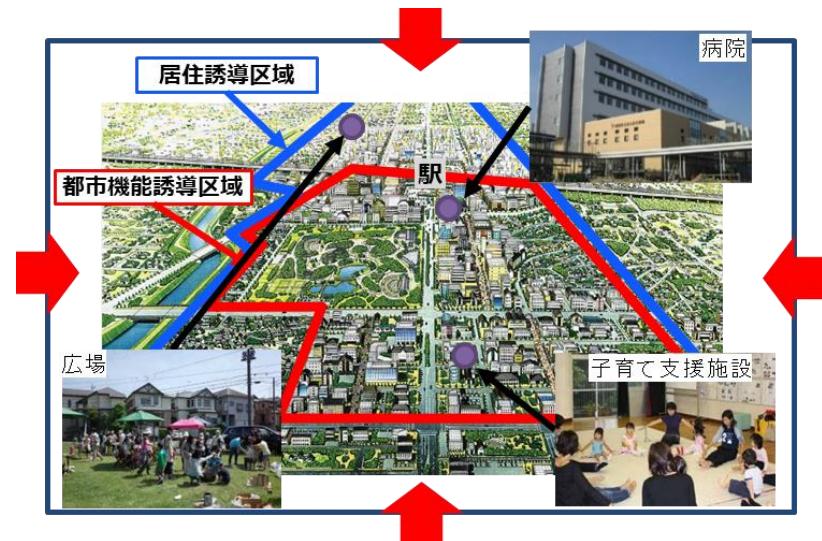
コンパクトシティ形成との相乗効果

【コンパクトシティによる効果】

- ・都市機能の集積に伴うエネルギー需要密度の高度化によるエネルギー効率の更なる向上
 - ・複数用途ミックスに伴うエネルギーピークの平準化によるエネルギー効率の更なる向上

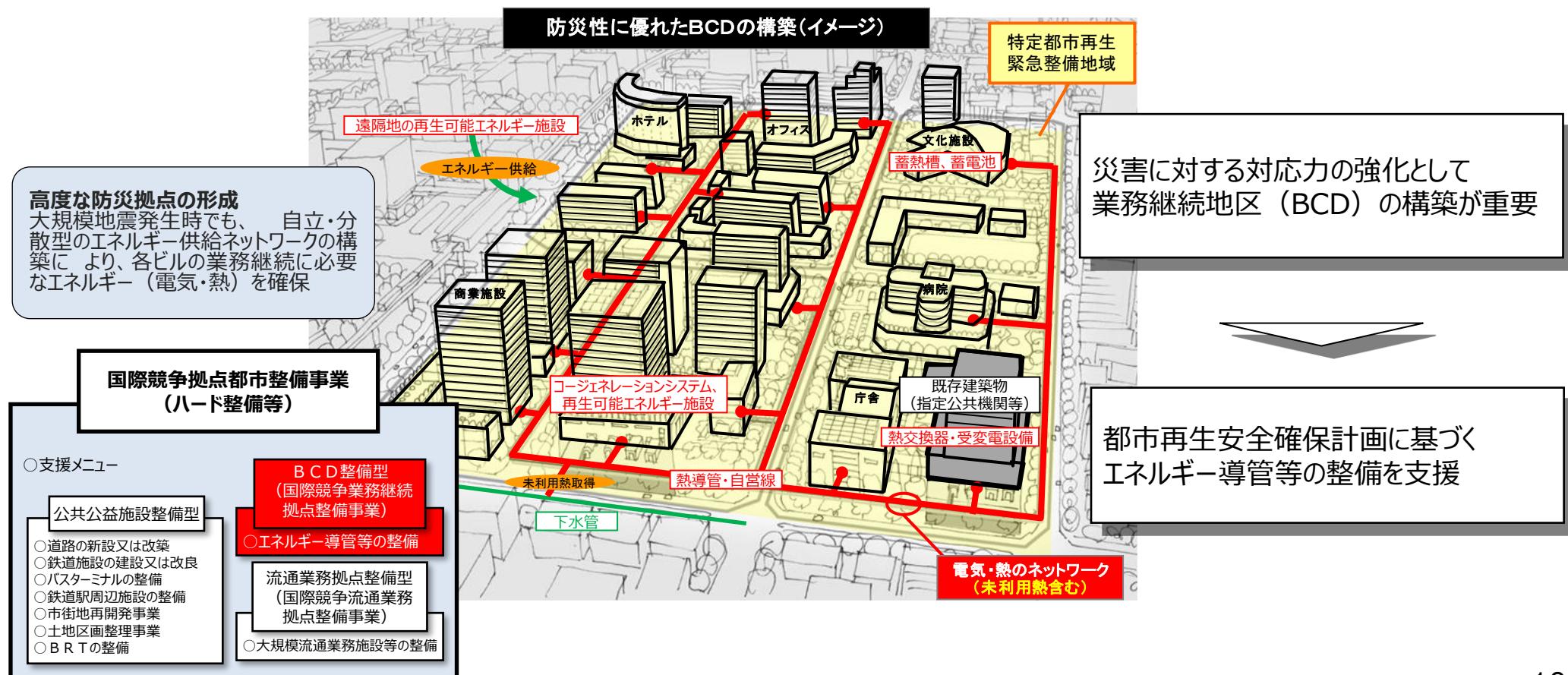
【コンパクトシティへの寄与】

- ・「高齢者見守り」等の新たな取組みによる住民サービスの向上
 - ・防災性向上やエネルギーの地産地消による経済循環等で地域活性化を促進



- 大都市の業務中枢拠点において、世界水準のビジネス機能・居住機能を集積し、国際的な投資と人材を呼び込むためには、我が国、大都市の災害に対する脆弱性を克服していくことが必要
- 災害に対する対応力の強化として、災害時の業務継続に必要なエネルギーの安定供給が確保される業務継続地区 (BCD : Business Continuity District) の構築が重要
- 特定都市再生緊急整備地域における都市再生安全確保計画に基づくエネルギー導管等を、業務中枢拠点に広く整備が必要なインフラとして本格的に整備する観点から、国際競争拠点都市整備事業として支援

令和7年度 国際競争拠点都市整備事業 予算額130億円の内数



主な補助要件

以下を全て満たす事業

- ・特定都市再生緊急整備地域及び隣接する地域で実施される事業
- ・都市再生特別措置法に基づく都市再生安全確保計画に位置づけられた事業
- ・災害時の供給先に災害発生時の対応の拠点となる施設^{※1}を含む地区で実施される事業
- ・エネルギー・マネジメントシステムによりエネルギーの使用の合理化が図られる事業
- ・道路事業や都市開発事業等の基盤整備と一体的にエネルギー導管の整備を行う事業、
又は、既存建築物を更新・改修する際に既存のエネルギー・ネットワークに接続する場合、導管等整備を目的として公共空間の改編を要しない事業

※1 災害対策基本法に規定する指定公共機関（指定地方公共機関を含む）の施設、災害拠点病院、一時滞在施設

※令和7年度より追加・拡充

補助対象、補助事業者及び補助率

事業名称	整備計画事業調査	エネルギー導管等整備事業
補助対象	エネルギー導管等整備事業計画の策定及びそのために必要となる調査に要する費用	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー導管（熱導管、自営線、未利用熱を取得する導管） ・エネルギー貯留施設（蓄熱槽、蓄電池） ・エネルギー供給施設（再生可能エネルギー施設^{※2}、コージェネレーションシステム等） ・既存の指定公共機関等の施設へエネルギー導管を接続するために必要となる設備（熱交換器、受変電設備） ・都市再生特別措置法に基づく脱炭素都市再生整備事業に係る計画として国土交通大臣認定を受けた事業かつその他一定の要件を満たす場合は高度なエネルギー・マネジメントシステム ・上記の付帯施設の整備に要する経費 <p>※2 特定都市再生緊急整備地域内に再生可能エネルギー等を供給するための施設を特定都市再生緊急整備地域外に整備する場合も補助対象とする</p>
補助事業者	地方公共団体、法律に基づく協議会（直接補助）	地方公共団体、都市再生機構、法律に基づく協議会（直接補助） ^{※3} 、民間事業者等（直接補助、間接補助） ^{※4※5}
補助率	1／2	2／5

※3 原則として、国は各年度において地方公共団体が補助する事業に対して、予算の範囲内で補助するものとする

※4 民間事業者等への直接補助による支援の場合、補助基本額は補助対象事業費の23%

※5 民間事業者等への間接補助による支援の場合、補助基本額は補助対象事業費の23%の3分の2

限度額

エネルギー導管等整備事業については、1事業計画当たりの国費交付上限額を20億円とする